

福岡県医発第1234号（地）

平成17年10月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 竹 嶋 康



いきいき福岡健康づくり推進協議会委員の公募について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり送付されてまいりましたので、お知らせいたします。

福岡県においては、健康づくり施策を検討する「いきいき福岡健康づくり推進協議会」を設置し、健康づくり基本指針に基づく健康づくりを推進いたしておりますが、本年度、この基本指針の中間見直しに当たり、広く県民の方々の意見を健康づくり施策に活かしていくために、「いきいき福岡健康づくり推進協議会」の委員の一部を県民の方から公募を行うこととなりました。

つきましては、貴会におかれましても関係者の皆様への広報方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



(公印省略)



17 健第 2716 号

平成17年 9月30日

健康づくり関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課健康栄養係)

いきいき福岡健康づくり推進協議会委員の公募について (依頼)

福岡県の健康づくり施策の推進につきましては、日頃より御協力並びに御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

福岡県では、健康づくり施策を検討する「いきいき福岡健康づくり推進協議会」を設置しておりますが、この度、広く県民の方々の意見を反映するために、委員を公募することとなりました。

つきましては、別紙応募要領により公募いたしますので、貴団体関係者の皆さまに周知いただきますようお願いいたします。



いきいき福岡健康づくり推進協議会の 委員を公募します

いきいき福岡健康づくり推進協議会委員

応募要領

21世紀の福岡県を健康で元気に生活できる社会としていくためには、県民一人ひとりが自らの健康状態や健康観に応じて自主的な健康づくりをすすめる、いきいきと暮らすことが必要です。また、県民の健康づくりを市町村をはじめとした健康づくり関係団体と連携し、社会全体で支援していくことが重要です。

そこで、福岡県では、「いきいき福岡健康づくり推進協議会」を設置し、この協議会での検討を踏まえ、平成13年度に県民の健康づくりの基本指針となる「いきいき健康ふくおか21」を策定し、指針に基づく健康づくりを推進して参りました。

今年度、この基本指針の中間見直しに当たり、広く県民の方々の意見を健康づくり施策に活かしていくために、次のとおり「いきいき福岡健康づくり推進協議会」の委員の一部を県民の方から公募いたします。

◆応募資格

- (1) 福岡県内に居住する満20歳以上の方（平成17年11月1日現在）
- (2) 自主的健康づくりについて関心を有する方で、いきいき福岡健康づくり推進協議会の会議に出席できる方（年数回、平日に福岡市内で開催）
- (3) 国または地方公共団体の議員及び職員（臨時職員、嘱託職員は除く）以外の方

◆公募する委員の数

2名以内

◆委員の任期

委嘱の日から2年間（平成17年11月に委嘱予定）

◆応募方法

- (1) 応募期間及び提出方法

平成17年10月1日（土）から11月4日（金）までに郵送または、健康対策課まで持参してください。

(2) 応募にあたって提出するもの

応募にあたっては、次のテーマのうちのいずれか一つについて、作文を800字以内にまとめて提出してください。なお、様式は特に定めておりません。(原稿用紙やワープロ印刷など自由です。)

- ①自主的健康づくりについて、あなたが思うこと。
- ②これからの福岡県の健康づくりのあり方についてあなたが思うこと。
- ③今まで行ってきた自分の健康づくりについて。

*県で定めた応募用紙(裏面)を必ず同封の上、応募してください。

◆選考

(1) 一次選考

作文及び応募用紙記載内容(年齢、活動内容等)により、面接予定者を選考します。

(2) 二次選考

一次選考で選ばれた方に対して面接を実施し、その結果を基に公募委員を選考します。面接は、平成17年11月下旬に実施予定です。

(*面接に要する交通費等については自己負担となります。)

◆委員の仕事

協議会委員は、福岡県の健康づくり基本指針の推進・見直しに関する内容および指針に基づく健康づくりの方策について意見を述べていただきます。

◆報酬等

審議会に出席した場合は、県条例により定められた報酬及び旅費をお支払いいたします。

◆その他

応募された方の個人情報につきましては、保護・管理に充分留意するとともに、本協議会の事務に関すること以外に使用することはありません。

問い合わせ先及び応募先
福岡県保健福祉部
健康対策課健康栄養係
〒812-8577
福岡市博多区東公園 7-7
Tel: 092-643-3269

いきいき福岡健康づくり推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 県民の自主的な健康づくり指針である「福岡県健康づくり基本指針(いきいき健康ふくおか21)」(以下「指針」という。)を策定し、指針に基づき、福岡県民の健康づくりを推進するため、いきいき福岡健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 指針の策定に関すること。

(2) 指針に基づく健康づくりの方策に関すること。

(3) 生活習慣に関する正しい知識の普及と、生涯を通じた継続的な健康の保持・増進を図るための地域や職域の連携に関すること。

(4) その他(1)、(2)及び(3)の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、関係機関、関係団体の専門家及び公募に応じた者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の数は、25名以内とする。

3 公募に応じた者のうちから委嘱される委員は2名以内とする。

4 協議会に会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は会議を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 協議会委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的・技術的な事項を協議させるため、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会委員の数は、15名以内とし、学識経験者、関係機関及び関係団体の専門家等で構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を所掌する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年 5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 9月 1日から施行する。

いきいき福岡健康づくり推進協議会委員応募用紙

氏名 (ふりがな)		性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (歳) *平成17年11月1日現在		
現住所	(〒 -)		
職業			
勤務先 または 学校名			
平日昼間に 連絡可能な 電話番号	(自宅・勤務先・その他) *いずれか○でお囲み下さい		
▼健康づくり運動に関するボランティアなど、今までに参加したことがある社会活動や地域活動、所属している団体があればご記入下さい。 ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			

(* 提出の際はコピー可)